

国は「審査中」を理由に、新基準の一般的説明のみ

「国は何のために法廷に来ているのか。具体的主張は可能」と迫る原告弁護団



3月5日、大飯原発の運転停止を求める国相手の裁判・第9回法廷が、大阪地方裁判所202号大法廷で開かれました。

法廷に先立ち、国は、2月26日に第4準備書面（3月5日付）を提出しました。これは、改正原子炉等規制法の一般的な説明をしているだけのもので、裁判の争点に関する主張はなされていません。原告は、法廷前日の3月4日に準備書面（5）を提出しました。この書面で、地震動過小評価の問題に関し、新たな主張（武村式で基準地震動を再評価すべきこと）を追加しました。



法廷後の報告・交流会

◆何のために法廷に来ているのか

法廷では、冒頭、裁判長が原告・被告双方の準備書面を確認しました。冠木克彦弁護士が、原告の準備書面（5）について説明。国に対し、原子力規制委員会の再稼働審査会合においても、基準地震動に関する議論が出ているのだから、原告の主張への明確な反論を次回までに行うよう求めました。

裁判長が国に対し、次回も引き続き主張することになるかと問うと、「第4準備書面冒頭で書いている通り、まだ今回は、新規基準に関し法令の説明しかしておらず、その下位にある『規則』の説明をしていないので、それらについて引き続き説明する書面を出したい。原告の準備書面（5）は昨日出されたばかりなので、回答するかどうかも含めて検討したい」と答えました。

これを受け、すかさず武村二三夫弁護士は「本体（原告の書面の中身）についての認否、主張はいつ行うのですか」と強く問いました。国は、「国の第3準備書面（2013年12月18日付）で述べた通り、今まさに審査中なので、現時点での確かな主張は困難。原告の準備書面（5）については、この裁判との関係でどのような位置付けになるかも検討する必要があります」と。武村弁護士は、「国は、本体について真正面から反論していません。原告は、規制委員会の再稼働判断の前に判決を出すことを求めているが、国は規制委員会が審査をしている限りは、法廷を何回重ねても、本体に対しては主張しないということですか」とさらに追及。国は「この裁判で争点となっている問題も含めて審査中だから」と繰り返しました。武村弁護士は「今まさに裁判をやっているのに、何のために法廷に来ているのですか」と厳しく批判、傍聴席からも「そうだ、そうだ」と声があがりました。

冠木弁護士は、「規制委員会が優先審査を行うという報道が出ているが、優先審査を行うということは、規制委員会として判断基準なり考え方を既に持っているはず。だから、原告が主張している問題に対し、反論することは十分可能。国の第3準備書面は、認否のみで中身の主張をしていない」とし、今回は、中身に関し具体的に主張することを求めました。

◆一般的な説明の書面を出すのに「5月末までかかる」

裁判長は国に対し、原告側弁護士が陳述したことを検討するよう求めました。さらに、「現時点で総論的主張がまだ出ていないので、きっちり主張してほしい。地震、津波等の争点に関連する旧指針について、今も生きているものと、無くなっているものを明確にしてほしい。規制委員会の判断がいつ出るか分からないかもしれないが、できるところはきっちりやってほしい」と述べました。

裁判長が、準備にどれくらいかかるかと聞くと、国は「規則」は平易な言葉で書かれているが、「規則の解釈」は専門的記述が多く、平易な言葉で書くには時間がかかるから、また、年度末を挟むからとして、5月末にしてほしいなどと言い出しました。原告はもう少し早くするよう求めましたが、裁判長は、無理に入れて、中途半端な状態で出てくるよりはよいとし、次回法廷は6月4日（14時30分）、国の書面提出期限は5月28日となりました。

報告・交流会

——障がい者の避難について、福島原発事故時の支援活動の経験から学ぶ

ゲスト：社会福祉法人ぼてとファーム事業団（滋賀県）代表理事の佐野武和さん

法廷終了後、トーコーシティホテル梅田にて報告・交流会を行いました。

冠木弁護士が、今回の法廷について「国は具体的主張をせず、引き延ばしを図っている。しかし、原告の主張は、地震動過小評価の問題など、玄海原発裁判の主張とも共通する本質に迫るものだから、粘り強くやっつけよう」と報告されました。

今回は、ゲストに、認定NPO法人ゆめ風基金の会員で、社会福祉法人ぼてとファーム事業団（滋賀県長浜市）代表理事の佐野武和さんをお迎えしました。ゆめ風基金は、阪神淡路大震災を機に自然災害の被災障がい者を支援し続けている団体で、東日本大震災・福島原発事故を踏まえた提言も行っています（障害者市民防災提言集—東日本大災害版）。佐野さんは車いすユーザーで、ぼてとファームでは、就労継続支援事業、居宅介護事業等を行われています。東日本大震災・福島原発事故の際は、いち早く在宅医療物資等を福島に届け、その後も福島の障害者自立センターの会議に参加する等の活動をされています。佐野さんには、このような立場から、障がい者の避難をテーマにお話していただきました。

◆連絡がつかない中、滋賀から福島の障がい者に物資を届ける等精力的な支援

佐野さんは、まず、3月14日に福島I-3号機が爆発した時のテレビ画像を紹介し、「爆発」なのに「煙」だとする報道を見て、何も信用してはならない、障がい者といえども自分達で判断しなければならないと思ったと話されました。そして、福島で自立生活センターや作業所等を行っている障がい者達と連絡をとろうとしたがつかず、この時、福島に行くしかないと思ったと。

事故1週間後に行った南相馬市にある、佐野さんの知り合いの施設では、そこに通っていた障がい者達の安否確認が取れない状況にありました。南相馬市では、支援に入っている団体に対し、障がい者の名簿が公開され、それを頼りに、保健師や郡山にできた障害者の被災者センターが募集したボランティアの人達が安否確認を行いました。しかし、他の自治体は、安否確認を行える役場の要員が足りないが、個人情報の問題で、名簿は渡せないというのがほとんどだったということです。

◆10団体中、8団体は福島にとどまる

福島には、佐野さんと交流のある障がい者団体が10ありましたが、早期に避難したのは2団体のみで、8団体は福島に残っていました。30人以上の規模の障がい者団体が避難を決断するにはものすごく難しい判断が必要になるということです。大熊町の200～300人規模の入所系の施設は、千葉県南部に避難する道中で2名が亡くなりました。佐野さんは、避難する間に2名が亡くなるというのはどのような状態だったか想像できないと話されました。また、災害救助法に基づいて、要援護者のいる世帯は、一次避難所から仮設住宅に優先的に入居できるようになっているが、初動の緊急時には障がい者を優先するだけの余裕はないと強調されました。

仙台の避難所では、大きな体育館にもものすごい数の人が集まっていて、車椅子の人は、いったん車椅子から降りると、なかなか車椅子に戻れないので、車椅子の上で2、3日は寝ていました。このような過酷な状況にありながらも、福祉避難所というものが知らされておらず、体育館を出ていくと物資がもらえないのではないかと心配があったということです。

◆今なお苦しみの渦中にある福島障がい者の支援を続けていきたい

佐野さんは、福島への支援活動を踏まえ、再稼働を絶対に止めなければならないと強調。それとともに、若狭の原発の重大事故に備え、日頃から、近所の人との結びつきや地域の福祉ネットワーク、遠隔地の知人等とのつながりを作っておくこと等が重要だと訴えられました。

そして、「障がい者は、ようやく地域の暮らしを組み立てたばかりだったりという状況の中で、放射能汚染されているからと言って、そう簡単に避難しようということにはならない。だから、福島の障がい者は、迷いに迷い、いろんな思いの中で揺れ動いていると思う。今なお、そのような苦しみの渦中にいる彼らの支援を末永く続けていきたい」と話されました。

佐野さんのお話をお聞きし、避難計画策定にあたっては、福島の障がい者一人一人の置かれた実態がきっちりと踏まえられるべきであり、要援護者の健康、安全がしっかり保証される避難計画がない状況で、再稼働は絶対にさせてはならないという思いを強くしました。

2014年3月23日

おおい原発止めよう裁判の会 事務局

★国相手の大飯原発運転停止を求める裁判 第10回法廷

6月4日（水）14：30～ 大阪地裁202号法廷（傍聴は原告に限りません）